

# 商標登録出願の優先審査申請に関する告示

特許庁告示第 2016-15 号、2016.8.29. 一部改正

**第 1 条(目的)** この告示は、「商標法」第 53 条による商標登録出願の優先審査申請に関する事項を定めることを目的とする。〈改正 2010.12.30、2016.8.29.〉

**第 2 条(用語の定義)** この告示で使う用語の定義は次のとおりである。〈改正 2010.4.20〉

1. “出願”とは、商標登録出願をいう。
2. “出願人”とは、商標登録出願をした者をいう。
3. “第 3 者”とは、出願人自身または出願人からその商標に対する使用許諾を受けた者以外の者をいう。

**第 3 条(優先審査の申請者)** 出願人または利害関係人は、出願商標について優先審査を申請することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。〈改正 2011.6.30、2016.8.29.〉

1. 「商標法」第 180 条による国際商標登録出願の場合
2. 「商標法」第 86 条による指定商品追加登録出願のうち原出願についての優先審査申請がない場合
3. 削除 〈2014.6.30〉

**第 4 条(優先審査の申請対象)** 次の各号のいずれか一つに該当する出願については、優先審査を申請することができる。〈改正 2010.4.20、2014.6.30、2016.1.27、2016.8.29.〉

1. 出願人が出願した商標を指定商品全部に使用しているか、使用準備中であることが明白な場合
2. 次の各目のいずれか一つに該当する場合であって、出願後、出願人でない者が正当な事由なしに業として出願された商標と同一または類似の商標を同一または類似の指定商品に使用していると認められる場合
  - イ. 出願人が第 3 者に出願された商標の使用禁止を警告した場合
  - ロ. 出願人が第 3 者に商標使用禁止仮処分申請をした場合
  - ハ. その他に出願人が第 3 者に出願された商標の使用を承諾しない場合
3. 出願人から出願された商標と同一または類似の商標を同一または類似の指定商品に使用するものと認められるという理由で「商標法」第 58 条第 1 項により書面警告を受けた場合、警告の根拠となる出願
4. 出願人が他の出願人からその出願人の出願された商標と同一または類似の商標を同一または類似の指定商品に使用するという理由で「商標法」第 58 条第 1 項により書面警告を受けた場合の該当出願
5. 「商標法」第 167 条のマドリッド議定書による国際出願の基礎になる出願をした場合であって、マドリッド議定書による国際登録日または事後指定日が国際登録簿に登録された場合の該当出願
6. 「調達事業に関する法律」第 9 条の 2 第 1 項第 2 号による中小企業者が共同で設立した法人が団体標章を出願した場合
7. 条約による優先権主張の基礎になる出願をした場合であって、外国特許機関で優先権主張を伴った出願に関する手続きが進行中である場合の該当出願

8.存続期間満了で消滅した登録商標の商標権者が出願をした場合としてその標章と指定商品が存続期間満了で消滅した登録商標の標章及び指定商品と全部同一した場合の該当出願

**第5条(優先審査の申請手続き)** ①優先審査の申請者は、次の各号の手続きによって優先審査の申請をしなければならない。〈改正 2014.6.30〉

1. 優先審査の申請者は、「特許法施行規則」別紙第22号書式の‘優先審査申請書’に次の各目の書類及び物件(その根拠となる物件がある場合)を添付して特許庁出願課または特許庁ソウル事務所出願登録科に提出しなければならない。

イ. 優先審査申請説明書1通(別表の優先審査の申請に関する証憑書類添付)

ロ. 代理人によって手続きをする場合、その代理権を証明する書類1通

2. 優先審査の申請者は、特許庁から優先審査の申請についての受付番号(納付者番号)の付与を受け「特許料等の徴収規則」別紙第1号の2書式によって優先審査申請料を国庫収納銀行に納付しなければならない。

②第1項による申請手続きを補完しようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第7号書式の電子文書添付書類等物件提出書(提出区分欄のうち口書類を選択して表示)に、書類(見本、物件)を添付して提出しなければならない。ただし、電子文書で提出が可能な場合には、別紙第1号書式の商標登録出願の優先審査申請関連書類提出書に該当の書類を添付して提出することができる。

**第6条(優先審査申請説明書の作成)** ①第4条第1号に該当することを理由に優先審査を申請しようとする者は、第4条第1号に該当するという事実及び商標使用開始時期、商標使用内容(商標使用準備中の場合には商標使用開始予定時期、商標使用予定内容)など、出願人が出願した商標を指定商品の全部に使用しているか使用準備中である事実を具体的に記載しなければならない。この場合、「類似商品審査基準」による類似群コードが同じ指定商品のうち、いずれか一つに対して使用しているか使用準備中である事実を記載すれば、該当類似群コードが同じ指定商品全部に対して使用しているか使用準備中である事実を記載したものとみなし、出願人が複数の場合には、出願人のうち一部が使用しているか使用準備中である事実を記載すれば、出願人全部が使用しているか使用準備中であるものとみなす。〈改正 2014.6.30、2016.8.29.〉

②第4条第2号各目のいずれか一つに該当することを理由に優先審査の申請をする者は、第4条第2号各目のいずれか一つに該当するという事実及び第3者の氏名(名称)、住所(居住地)、使用に関する商品等、第3者が出願された商標を業として使用する状況を具体的に記載しなければならない。〈改正 2010.4.20、2016.8.29.〉

③第4条第3号に該当することを理由に優先審査を申請しようとする者は書面警告を受けた事実、商標の使用内容、書面警告の根拠となる商標登録出願番号を具体的に記載しなければならない。〈改正 2014.6.30、2016.8.29.〉

④第4条第4号に該当することを理由に優先審査を申請しようとする者は書面警告を受けた事実、商標の使用内容、書面警告の根拠となる商標登録出願番号及び該当商標登録出願番号を具体的に記載しなければならない。〈新設 2016.1.27、2016.8.29.〉

⑤第4条第5号に該当することを理由に優先審査を申請しようとする者は、マドリッド議定書による国際出願手続が進行されている事実、国際登録番号及び国際登録日(事後指定日)を具体的に記載しなければならない。〈新設 2016.8.29.〉

⑥第4条第6号に該当することを理由に優先審査を申請しようとする者は第4条第6号に該当するという事実、商標使用予定時期及び内容を具体的に記載しなければならない。〈新設 2016.8.29.〉

⑦第4条第7号に該当することを理由に優先審査を申請しようとする者は外国特許機関で優先権主張を伴った出願

に関する手続が進行されている事実を具体的に記載しなければならない。〈新設 2016.8.29.〉

⑧第4条第8号に該当することを理由に優先審査を申請しようとする者は消滅された登録商標と該当出願の標章及び指定商品等が同一であるという事実を具体的に記載しなければならない。〈新設 2016.8.29.〉

**第7条(再検討期限)**「訓令・例規等の発令及び管理に関する規定」(大統領訓令第248号)により、この告示について2016年7月1日基準で毎3年になる時点(毎3年目の6月30日までをいう)毎に法令が現実と件の変化等を検討してこの例規の廃止、改正等の措置をしなければならない。〈改正 2016.1.27.〉

**付 則** 〈第2016-15号、2016.8.29〉

この告示は、2016年9月1日から施行する。

[別表] 優先審査申請に関する証憑書類(例示)〈改正 2016.8.29〉

区分	証憑書類
商標を使用中の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 商標が表示された商品を撮影した写真または商標が表示されたサービスを提供する写真</li> <li>■ 商標が表示された商品が掲載されたパンフレットまたはカタログ、商標が掲載されたサービス業に関するパンフレットまたはカタログ</li> <li>■ 商標が表示された商品が掲載された広告散らしまたは動画、商標が掲載されたサービス業に関する広告</li> <li>■ その他に出願人が指定商品・指定サービス業について商標を使用していることを立証することができる資料</li> <li>※「類似商品・サービス業審査基準」による類似群コードが同じ指定商品・サービス業の場合は、同じ類似群コードに属する一つ以上の具体的な商品・サービス業についての商標使用事実の立証必要</li> <li>※ 指定商品・指定サービス業名が広義の包括名称の場合は、広義の包括名称に属する各類似群コードごとに一つ以上の具体的な商品・サービス業についての商標使用事実の立証必要</li> </ul>
商標の使用を準備中の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 指定商品・指定サービス業について使用する商標の印刷を印刷会社などに発注したことを立証する書類</li> <li>■ 商標が添付された指定商品・指定サービス業のカタログ、パンフレット、広告などを印刷会社または広告会社などに発注したことを立証する書類</li> <li>■ その他に出願人が指定商品・サービス業大海商標使用を明白に準備していることを立証することができる資料</li> <li>※「類似商品・サービス業審査基準」による類似群コードが同じ指定商品・サービ</li> </ul>

	<p>ス業の場合は、同じ類似群コードに属する一つ以上の具体的な商品・サービス業についての商標使用事実の立証必要</p> <p>※ 指定商品・指定サービス業名が広義の包括名称の場合は、広義の包括名称に属する各類似群コードごとに一つ以上の具体的な商品・サービス業についての商標使用事実の立証必要</p>
出願人が第3者に出願された商標の使用禁止を警告した場合	<p>■ 内容証明書など出願人が第3者に商標使用に対する警告をしたことを立証することができる書類</p>
出願人が第3者に商標使用禁止仮処分申請をした場合	<p>■ 仮処分申請接受証など仮処分申請事実を立証することができる書類</p>
その他に出願人が第3者に出願された商標の使用を承諾しない場合	<p>■ 商標が表示された商品を撮影した写真または商標が表示されたサービスを提供する写真</p> <p>■ 商標が表示された商品が掲載されたパンフレットまたはカタログ、商標が掲載されたサービス業に関するパンフレットまたはカタログ</p> <p>■ 商標が表示された商品が掲載された広告、商標が掲載されたサービス業に関する広告</p> <p>■ その他に出願人が出願した指定商品・指定サービス業について第3者が商標を使用していることを立証することができる資料</p>
出願人から商標使用禁止警告を受けた場合	<p>■ 警告状写本</p> <p>■ 使用した商標及び商品が示されて写真やパンフレット</p> <p>■ 出願人が提示した出願事実を示す資料</p>
「調達事業に関する法律施行令」第18条の2による団体標章を出願した場合	<p>■ 共同ブランド開発参与企業の共同ブランド事業参加申請書</p> <p>■ 組合(団体)の定款など</p>
マドリッド議定書による国際出願をした場合	<p>■ マドリッド議定書による国際出願の国際登録日または事後指定日が付与された事実が現れる資料</p>
外国特許機関に優先権主張を伴う出願をした場合	<p>■ 優先権主張が含まれた該当国家の出願事実証明書類または該当国家で優先権主張を伴う出願の手続きが進行中であることを立証することができる書類</p>
存続満了で商標権が消滅した場合	<p>■ 消滅した登録商標の登録原簿または登録番号</p>